

項目名

(2) 健康かごしま21の推進

■ 現状（概要）

健康かごしま21（平成25年度～令和5年度）に基づき、地域・職域・学域が連携して、生活習慣病対策を中心とした健康づくり施策を展開することにより、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指す。振興局においては、健康かごしま21地域推進協議会（地域における地域・職域・学識連携推進体制）を設置し、効果的・体系的に健康づくりを推進している。

■ 取組状況（令和2年度）

① 健康かごしま21地域推進協議会（令和2年11月12日開催）

● 「糖尿病対策及びCKD（慢性腎臓病）対策」

● 「ロコモ・フレイル予防」

② 生涯を通じて健康づくりを支援する社会環境の整備

「かごしま食の健康応援店」・・・79応援店（令和3年2月末現在）

「たばこの煙のないお店」・・・117店舗（令和3年2月末現在）

③ 日置市・いちき串木野地区給食施設協議会総会の開催

令和2年7月10日 72施設加入

④ 特定健診・特定保健指導フォローアップ研修会の開催

令和2年12月1日 内容：慢性腎臓病（CKD）について

■ 課題

① 管内市村の特定健診受診率は県内市町村の中でも非常に高い受診率となっている。

② 特定健診（市町村国保）において、糖尿病治療薬服用者割合も高い。

③ 管内では、人工透析患者数が多く、糖尿病腎症の治療者が多い。

④ 後期高齢者の増加がさらに見込まれる中、フレイル（高齢者の虚弱）対策は、健康寿命の延伸を図る上でますます重要である。

⑤ 健康増進法の一部改正に伴い、受動喫煙対策の取組をさらに充実・強化する必要がある。

■ 今後の予定

① 令和3年度においても、地域推進協議会を開催し、地域の関係団体等と協力しながら、糖尿病重症化予防などさらなる健康づくりを推進していく。

② 入院患者や施設入所者等の栄養管理の向上が地域住民の生活習慣病の予防重症化予防に資することから、給食施設関係者の更なる資質向上を図る。

③ 市村における健康寿命延伸を目指したフレイル対策の取組を支援する。

④ 市村と連携し、「受動喫煙防止対策」や「たばこの煙のないお店」等の拡大に努め、社会環境の整備を図る。

■ 依頼事項等

地域・職域・学域が連携を図りながら、それぞれの立場から健康づくりを推進していただきますようお願いします。

(1) 管内の人工透析者率

市町村名	人工透析率	順位
日置市	0.51	19
いちき串木野市	0.71	3
三島村	0.00	42
十島村	0.00	43
鹿児島県	0.51	18

(KDB 厚生労働省様式3)

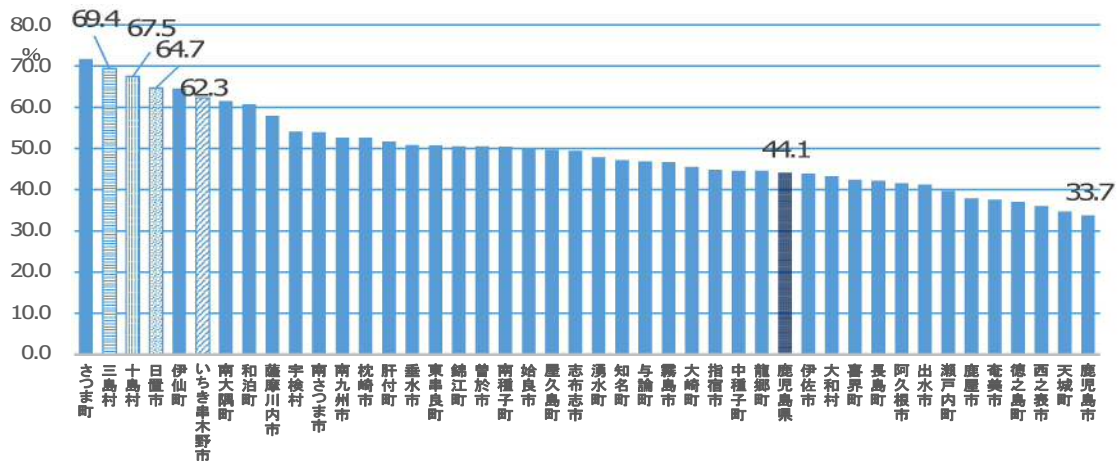
(2) 管内における生活習慣病に占める糖尿病性腎症治療者の割合

(人数/生活習慣病全数)

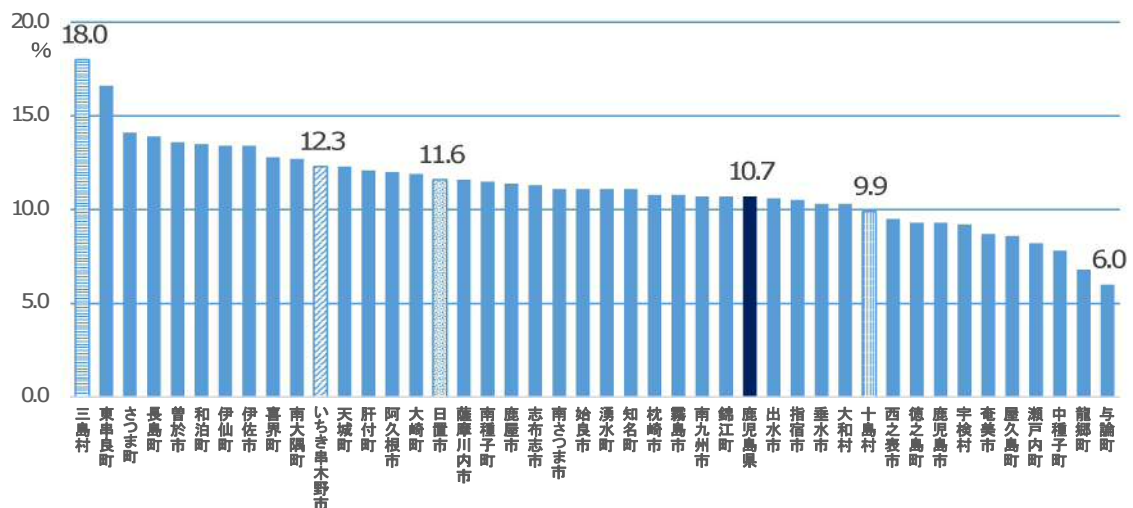
市町村名	H29.5月診療分	H30.5月診療分
日置市	5.1	4.8
いちき串木野市	8.1	7.6
三島村	0	5.9
十島村	0	2.7
鹿児島県	3.4	3.5

(KDB 厚生労働省様式3)

(3) 平成30年度市町村別特定健康診査実施率



(4) 平成30年度糖尿病治療薬服用者割合 (市町村国保)



受動喫煙防止対策に関する取組について

令和2年4月1日から多くの施設において、室内が原則禁煙となりました！

【国及び地方公共団体の責務等】

(1)国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。(第25条)

(2)国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権限者その他の関係者は望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。(第26条)

健康増進法の改正により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、屋内原則禁煙となりました。

違反すると、罰則の対象となることもあります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

子どもや患者等に特に配慮すべき施設

- 学校、児童福祉施設
- 病院、診療所
- 行政機関の庁舎 等

第一種施設

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所（特定屋外喫煙場所）に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

第一種施設以外の施設

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店 等

第二種施設

※個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)

経営判断により選択



2020年
4月1日
施行

【経過措置】

- 既存特定飲食提供施設（下の①～③の全てにあてはまる飲食店が経過措置の対象となります。）

- ①令和2年4月1日時点で営業している飲食店
- ②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下
- ③客席面積100㎡以下

- 全ての施設で喫煙可能部分には、
- ①喫煙可能な場所である旨の**掲示を義務付け**
- ②客、従業員ともに**20歳未満は立ち入れない**

標識のデータは厚生労働省や鹿児島県のホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

◎厚生労働省

詳しい情報はこちらへ
<https://iyudokitsuea.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

◎鹿児島県

受動喫煙防止 | X | 鹿児島県全体を検索 | 検索

<http://www.pref.kagoshima.jp/index.html>

【相談件数等】

- 受動喫煙防止対策に関する相談件数: 14 件
- 喫煙可能室設置施設の届出: 3 件 (R2.4.1~R3.2.28)

【今後の予定】

- 1 食品関係者向けの講習会等で、受動喫煙防止対策に関する制度の周知及びたばこの煙のないお店の登録勸奨を行う。
- 2 商工会等関連団体等に受動喫煙防止対策に関する情報提供及び取組推進の啓発を行う。